

令和元年度（第3回）秩父市下水道事業審議会会議録

【開催日時】 令和元年 10 月 17 日（木） 午後 1 時 27 時～午後 4 時 7 分

【開催場所】 秩父市歴史文化伝承館 5 階第 1 会議室

【出席委員】

永谷充正委員、木村健一委員、強谷隆彦委員、田代勝三委員、小林和夫委員、
前堅陽子委員、横田茂樹委員、神林昌江委員 以上 8 名

【欠席委員】

岩田恵一委員、

【事務局】

小池環境部長、大森下水道課長、本峯主席主幹、黒澤主幹、内海主幹、関根主査

【次第（審議）】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 部長あいさつ
- 4 審議
- 5 その他
- 6 閉会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 答申書の構成・組立てについて（参考資料）
- ・ 第 3 回下水道審議会資料

【その他】

特になし

◆会議録

発言者	発言内容・決定事項
1 開 会	
事務局	<p>時間前ですが、委員の皆さんお揃いですので、ただ今より、第 3 回秩父市下水道事業審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、また台風の対応等で大変な中、お集まりいただき、大変ありがとうございます。</p> <p>次第に従いまして進行させていただきたいと思いますが、ここで本日、お配りしました資料のご確認をお願いいたします。</p> <p><資料確認></p> <p>以上、全部で 3 点になります。皆さまお揃いでしょうか。</p> <p>また、これまでの審議会の資料をお忘れの方がいましたら、事務局</p>

	<p>で準備してございますので、お申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日、欠席の委員さんですが、岩田委員が台風 19 号による被災現場の復旧対応のために、欠席との報告を受けておりますので、この場をお借りしましてご報告させていただきます。</p>
2 会長あいさつ	
事務局	<p>それでは、開会にあたりまして、秩父市下水道事業審議会、永谷会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
永谷会長	<p>座ったままで失礼させていただきます。</p> <p>皆様、本日はお忙しい中、また台風 19 号で被災された方もいらっしゃるかと思ひますが、その中で本日の審議会を開催させていただきますが、私は秩父市内の被災状況がどうなっているか分かりませんが、被災された方のことを思ひまして、心よりお見舞いを申し上げます。</p> <p>先月、2 回の審議会を開催させていただきました。秩父市の下水道事業の状況につきまして、委員の方にはご理解を深めていただけたかと思ひます。下水道事業そのものにつきましても、大分ご理解していただけたかと思ひますので、本日は、最終的な答申に向けた内容について踏み込んで、皆さんにいろいろとご意見を伺いながら、とりまとめをさせていただこうと思ひておりますので、どうぞご協力の方をお願いいたします。</p> <p>私からは、以上でございます。</p>
事務局	<p>会長、ありがとうございました。</p>
3 部長あいさつ	
事務局	<p>続きまして、秩父市環境部、小池部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
小池環境部長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>第 3 回目の審議会ということですが、台風 19 号の復旧対応に当たっていらっしゃる委員さんもいるということで、大変情勢厳しい中、お時間をさいていただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>前回の審議会から約 3 週間ということで、非常にタイトな日程でございます。その辺につきましては大変申し訳なく思ひております。</p> <p>前回までの審議では委員の皆様から、大変貴重なご意見をいただき、大変内容の濃い審議ができたことにつきまして、大変ありがたく思ひております。</p> <p>本日は、前回までにいただいた、ご意見を基に経費削減の取組みの件など、これに関する資料をご用意させていただきました。この後、担当から説明を申し上げますが、先ほど会長さんからもお話がありました、今回は答申書の構成や組み立てについて、ご審議いただければと思ひております。</p> <p>それから、今月は、住民の方から下水道事業の使用料見直しに関し、ご意見を募集する、「パブリックコメント」の実施を予定しております。</p> <p>また、「住民説明会」を今月の 28 日に原谷公民館で、29 日に影森公</p>

	<p>民館で、31日に歴史文化伝承館で開催することを予定しております。下水道使用者の方々に、当市の下水道事業の現状を丁寧に説明させていただきまして、理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>次回の審議会では、それらの結果もご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>本日の審議会も、有意義な会議となりますよう、祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	ありがとうございました。
4 審 議	
事務局	<p>それでは、審議へ移らさせていただきたいと思っております。</p> <p>会議の進行につきましては、当審議会条例第6条により、進行は永谷会長にお願いしたいと思っております。</p> <p>永谷会長、よろしくお願いいたします。</p>
永谷会長	<p>これより、議長として審議を進めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議に入らせていただきます。</p> <p>第2回までの審議会において、事務局からの説明で秩父市の下水道事業の現状や、今後、使用料をどのように改定していかなければいけないのかということについては、概ね、皆様にはご理解いただけたのではないかと思います。</p> <p>前回の審議会でもご説明しましたが、本日の審議会につきましては、これまでの説明を踏まえて、具体的にどのように使用料改定していくのかということで、答申書に盛り込まなければならない項目がいくつかありますので、審議会としての方向性を検討させていただきたいと考えております。</p> <p>また、前回の審議会において、下水道事業の経費削減について、現在検討していることを提示してもらいたいというご意見がありました。確定したものでなくてもいいと思いますが、市として積極的に経費削減に取り組む姿勢を示すことは、必要ではないかというようなご意見もいただきました。</p> <p>本日は、「第3回の参考資料」として、用意しております。最初にこの資料について、事務局から説明させていただきまして、皆さんから、またご意見を伺いたいと思っております。</p> <p>それでは本日の参考資料について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	【参考資料について、事務局より説明】

永谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より資料についての説明がありましたが、前回第2回の宿題ということで、経費削減、具体的に数字を挙げられないまでも、どういうものが考えられるかということで、2ページにコスト削減策を掲げていただいております。</p> <p>収入の増加につきましては、接続率の増加と料金改定しかないですけれども、事務局の説明としては、このようなコスト削減を考えているということですので、皆様、何かご質問ご意見がございますでしょうか。</p> <p>私からひとつよろしいですか。3ページ目に料金改定の経緯がありますが、これまで料金改定している中で、処理原価でどの程度賄っていたのか分かりますでしょうか。何が知りたいかということ、安くても処理原価をすべて賄っているのであれば何の問題ないと思いますので、単に過去これだけ安かったのをこれだけ上げましたよというだけだと、なかなか経緯としては、見にくいところがあるのかなあという気がしましたので、この単価でどの程度、処理原価を賄ったのかということが分かると、非常に資料としては分かりやすいかなあという気がします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の平成9年の改定の資料を見ますと、使用料収入で、まず経費を維持管理費と資本費に分け、資本費は元利償還金ですが、維持管理費は全て賄います。更に資本費は全て賄うと、料金は凄く高くなってしまいますので、資本費は一部について賄います、という結論になっています。その一部というのが、前は3分の1、33パーセント、資本費の3分の1を使用料で賄いますという結論になっています。</p>
永谷会長	<p>昭和39年から使用料を徴収していますが、改定の都度どの程度、処理原価を賄おうとしていたのかは、分かりませんか。</p>
事務局	<p>平成9年以前の改定資料は残っていませんので、分からない状態です。</p>
永谷会長	<p>はい、分かりました。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>前回でもお話がありましたが、ここ20年間改定がなかったということでいろいろな諸事情をお聞きしましたが、ここにきて上げざるを得ないということで、この審議会があると思いますが、例が違うかもしれませんが、年々諸物価の高騰とか、いわゆる経済的は変動は少々あると思いますが、それに応じて当然、対価としては不足が生じるということでありまして、消費税が平成元年に施行されまして、30年間で今回を入れて3度上げているのですね、5%、8%、10%と上げています。</p> <p>今回は20年間ずっと据え置かれたままできて、切羽詰まってもうどうしようもない状態かなあというのは、ひしひしとお話を伺って分かるので</p>

	<p>すけれども、どうするかと言いましても、妥協する考えが浮かばないのですね。改定率というのは、あまり意味がないと思うのですね。金額に応じてアップが高くなればアップ率が変わりますので、今回、改定をどの程度もっていこうという、過去の改定率を参考にしてもあまり意味がない。かといって理想的な 60%まで上げることも無理がある。消費税の話に戻りますが、3 段階で上げてきたと、上げるとなると消費者も大変は大変なのですけれども、この 10%から 60%まで計算されていますが、どの数字に持っていけば、ある程度納得いく数字になるか、その辺じゃないかと私は思うのですけれども。</p> <p>あと企業会計の適用ということですが、現金主義から発生主義になって明確に財務諸表の基準が分かる。減価償却の話がありましたが、企業会計における減価償却、一般の民間はそうですが、ほとんど耐用年数以上どこの企業も、全てとはいきませんが大分使われています。例えば消防署の消防車は何十年も使っていて、耐用年数は完全に過ぎています。それでもうまく運用して緊急時でも発動できるようにメンテナンスをしっかりと、減価償却の耐用年数は、うまく使うのは当たり前のことなので、あまり参考にならないのかなあと思うんですが。今までの資料で、いずれにしても消費者が支払うわけですから、ある程度納得のいくレベルでの数字を出すのが最終的にはいいのかなあと思います。</p>
永谷会長	<p>事務局に確認したいのですが、消費税が平成元年に 3%、8 年に 5%、26 年に 8%上がっていますが、その分使用料改定はしていますよね。それは資料に載せていないということですか。</p>
事務局	<p>消費税改定は考慮していません。</p>
永谷会長	<p>消費税改定以外の改定を資料に載せているということによろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
永谷会長	<p>消費税分は使用料改定しているということですので、物価上昇分とかそういうものは、平成 10 年度以降は加味されずに単価が据え置かれているというのは間違いありませんね。</p> <p>委員からご質問がありましたが、事務局としてはどうお考えですか。</p>
事務局	<p>事務局としましては、先ほどお話がありましたけれど、確かに 160%は、ちょっと厳しい部分もあるのかと感じています。経費削減策の収入の増ということで、委員さんからご指摘されました、接続率をそういった部分でできるだけ 100%に近づける努力をさせていただいて、そうした場合には経費回収率が 100%に近づき、160%を抑えられるのかなあとというシミュレーションが少しできています。</p> <p>今回、できれば 160%にさせていただければ経費回収率が 100%という形になりますが、確かに消費税の引き上げなどもあり厳しいところもあると</p>

	<p>思いますので、経過措置等で、例えば2年間20%、次の2年間でまた20%というような形で、3段階的に上げるとかいう形が取れるのであれば、そういう方法もあると思いますし、5年間であればそのスパンの中で20%で1回やって、歳出削減などを努力した段階で20%上げれば経費回収率が100%になるということであれば、そういう形でもという考えではいますが、いずれにしても審議会の委員さんのご意見でという形になると思います。</p>
永谷会長	<p>理想としては60%の改定をして、繰入れはなくしたいというのは事務局の考えだと思いますが、前回の審議会ではいきなり60%上げるのは住民感情としていかがなものか、これだけ経費削減するので、60%のところを50%なり40%なり落として、そこを目標にしていけばという意見があったのと、いきなり60%上げるのではなくて、段階的にこの5年間で最初は20%だけ上げます、5年後に改定をする際にどれだけ経費削減できたかを踏まえて、次の改定率を決めましょうという話で、前回出ていたと思いますが、では審議会としては前回そのような意見が出ていましたので、最終的には60%目指すとなると思います、あくまでも今回の改定では、いきなり60%ではなくて60%範囲の内数のところで、改定率を決めていきたいなあと考えております。後は経費削減策というのを、先ほど項目としては出していただきましたが、委員からお話がありましたように、減価償却については耐用年数以上に使っているのが民間企業では当たり前という話で、あまり経費削減の項目になっていないのではというご意見もありましたので、もうちょっと経費削減策については、タマを出してもらわないと、なかなか住民の方のご理解をいただけないのではないかと感じしております。</p>
委員	<p>今まで、下水道事業は赤字経営というか、市の補正の予算で埋めていたということですね。そうすると60%上げることによって、補正予算が要らなくなる。今まで積立金から持ってきたのか、よく分からないですけど、今まで補正を入れていたものがどこに行くのか、今後、市庁舎を建てる前の秩父市の経営健全化度というのは、埼玉県から見ると中程度ちょっと上くらいだったかと思いますが、市庁舎でかなり建築費が掛かり、今苦しい状態で、今の経営健全度がどの程度なのかというのをお聞きしたいと思いますが。</p>
永谷会長	<p>事務局、今のご質問にお答えできますか。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんが、その資料は持ち合わせていません。</p>
委員	<p>後でいいですよ。</p>
永谷会長	<p>それは追って資料の方をご提示いただければと思います。 他に、ご意見ご質問はございますか。</p>
委員	<p>前回の資料を見たのですが、経費の関係ですかね、半分は地方債の償還</p>

	<p>になっているので、先ほどの説明で送風機の動力費の削減とかありましたが、動力費はゼロというわけにはいかないですけれど、微々たるものを削減したところで、料金の引上げ率を抑えられるのか、私には理解できないことがあります。これからいきますと、初めは上げる目的として設備を維持管理していくと聞いていたんですが、今、修繕費とかこれを見たら少ないので、そちらの方に果たしてその分が回るのかどうなのか、ちょっと疑問なのですけれど。</p>
永谷会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	<p>下水道事業の一番大きいものが元金償還金というもので、次が処理場の処理委託料や汚泥の処分料、次に職員の人件費が1億円くらいで、次に利子の償還金が金額的に大きいです。残っているのが修繕費や薬品費など細かい費用があります。例えば省エネの送風機を導入した場合、どれだけ変わるかということですが、処理場の動力費5,000万円くらい掛かっています。5,000万円のうち、どれだけがブロワにかかっている電力代か、ちょっと分かりませんが、国土交通省の資料とか見ると、処理場に掛かる電力の半分は送風機に掛かっているという資料もあります。例えば現状の昭和55年の送風機の15%省エネの器機を設置すると、それを入れるだけでも1,000万円近くは下がるのではないかと想定しています。</p> <p>使用料値上げをした場合、どうなるかということですが、現状、平成30年度であれば、一般会計から5億円もらっていますが、その内約2億3,000万円くらいは基準内の繰入れで国から地方交付税として市に入ってきて、入ってきた一部を下水道会計に流していくというのが基準内繰入れになります。それ以外の2億8,000万円が赤字補てん、足りない分としてもらっているものです。これには料金が足りない分としてもらっているものもありますし、法適化するにあたって、どうしてもキャッシュで持っていなければ資金繰りに困りますので、この2年間は多めにもらいました。これが使用料の不足する分ですが、もし料金値上げをしたら、経費として修繕費に回せるという訳ではなくて、上げることによって市からの赤字補てんの繰入金金の援助が減らせるというだけです。上げたとしても更に修繕ができるとか、他に委託費が払えるとか、そういうものではありません。</p> <p>下水道事業としても、このような現状ですので、経営の効率化をしていかないと、ロス部分は落としていって落とした部分を修繕費に回していくというふうに考えていかないと、持続的にはやっていけないと考えています。</p>
永谷会長	委員の質問としては、掛かっている費用で一番大きいのは借金の返済で、片や動力費の削減はやったところで微々たるものではないか、これをやったところで、どれだけ経費削減したことによって料金アップを抑えられるのか疑問ではないかという趣旨の質問であったかと思うのですけれど

	<p>ども、ちょっと今の回答だと、委員の質問に対する回答になっていないのかなあと感じがするんですが。</p> <p>基本的には、維持管理の部分は全額賄っているわけですよ、使用料で。借金というのは資本費の部分なので、維持管理の部分の経費を少しでも削減することによって、資本費の借金返済に回していくということが適切ではないですが、少なくとも借金返済に充てている一般会計の赤字負担の額を減らしていこうと、そのために額は小さいけども少しずつ節約をしていきたいというのが事務局の回答であると、そういう趣旨でよろしいですか。</p>
事務局	<p>資料の3-1を見ますと、費用で一番占めているのが元利償還金になっていますので、一般会計から基準としてもらえる基準がありますが、能率的な経営を行っても、なお不足してしまう資本費、元利償還金については、これは地理的な条件もあるので、基準として入れていいですよ、ただ入れた分については国が交付税で面倒を見ますよという下水道の制度で、能率的な経営を行っても、なお不足するという能率的なというのは、最低使用料として150円/m³は取りなさい、能率的な経営を行っても不足するのであれば、国が交付税を見ますよという制度になっていまして、資料の3-1で元金が大きな部分を占めていますが、能率的な経営を行ってもなお不足する部分については、国である程度、交付税で措置しますということになっています。それで必要な設備投資は、しなければならないということになっています。</p>
永谷会長	<p>繰入金の説明をしても難しいので、委員の方々にはご理解いただけないんじゃないかと思いますが、今の説明は理解できますか。</p>
委員	<p>国の基準はあるでしょうけど、私たちは消費者だから、その仕組みがどうであれ、私たちにとっては関係ないと思うのですよ。値上げしたところで、結局は補てんの部分を減らすだけで値上げするとすると、私たちも下水道を使わせていただいて生活が助かっていますけども、自治体のサービスもあるわけですよ。サービスが赤字になって借金して、私たちが選んだ議員さんが決めて、市長さんが決めて借金をしたのでしょうかけれども、今になって借金をね、足りない分を値上げして補てんすると言われても、それは今までが悪いのではないかということになって、単純に素人考えで、そういうふうになってくると思うのですよ。それだけのことだと、ちょっと納得ができないと思うのですよ。もうちょっと納得させるような説明というか資料を出してこないか、今のだと借金が多いのは分かります、下水道でこれだけ出しています、他も借金があるのでしょうかけれども、昔の借金がずっと溜まってきているのだと思いますが、そうだからと言ってそれで値上げするというのは、誰も納得しないのではないですかね。資料的には維持管理するのに設備が老朽化したのを更新していくというような</p>

	<p>ことを最初に聞いたと思うんですが、それから見るとそれは大したことないんじゃないですか、中身は。しかも上げた部分がそこに回らないというのでは、設備の老朽化なんて全然関係ないと思ってしまいますが、どうでしょうか。</p>
永谷会長	<p>今回の使用料の改定については、審議会を設けて住民の代表の方にご議論していただいているところですが、そもそもが秩父市の下水道では掛かる費用を下水道使用料、いわゆる水を汚した方々がきれいにすべきお金が、もらっているお金が足りていないと、足りていない部分については、下水道を使っていない人たちからもいただいている、使っている人、使っていない人に関わらず、広く住民からいただいている税金を財源として赤字補てんしています。それが60%くらいあるので、使用料を60%くらい上げれば、一般会計からの赤字補てんはなくなりますよということで、事務局としては60%上げたいということで、今回スタートしていますが、委員がおしゃったように過去の借金の返済に充てるのに経費削減しました、使用料を上げました、そのお金が借金返済に回らないというのであれば、住民の方は理解しませんよねというご意見ですよ。</p>
委員	<p>それと、その使い道と初めの説明と値上げしたことの使い道が違っているのではないかという。</p>
永谷会長	<p>値上げしたことの使い道というのは、借金の返済のために一般会計のお金を充てているんですけれども。</p>
委員	<p>それだったら、初めからそんなことを言わないで、足りないので借金返済するために値上げをするのですと言った方が、良いのではないですか。</p>
永谷会長	<p>言い方によると思いますが、そこは広報の仕方にもよると思いますが、結果としては借金の返済に赤字補てんしている一般会計のお金が減るとい、結局は下水道使用料から借金に充てるというのは一緒なんです、説明の仕方ですよ。今の説明の仕方だとなかなか市民の方に伝わりにくいのではというご意見かと思います。</p> <p>事務局、そのあたりいかがですか。</p>
事務局	<p>先ほど、会長さんからもお話をいただきましたが、下水道につきましては、原則は使用者負担、受益者負担という形の中で、処理費については使用している方が、本来負担すべきものですよということで、一般会計の方では下水道を使っていない浄化槽や農業集落排水を使っている方がいます。そういう方々は浄化槽や農業集落排水の使用料を支払っている中で、更に一般会計のそういう方々の税金が下水道の方へ投入されているというところもありますので、そういうところを無くしていくためにも、使用料の不足しているところを一般会計から、下水道を使っていない一般の方から市民の方からすると、なぜ、自分たちの税金を使っているのという部分もありますので、そういったところの解消を図っていきたいということ</p>

	もごぞいます。
委員	<p>それだったら、公平性ということをもっと言った方が良いのではないですか。負担している人としていない人の公平性をとるために上げるのだと言った方が良いのではないですかね。設備をどうだというのは関係ないのではないですか。税金だって消費税とかは税の公平性というので取っているわけですから、それと同じように下水道を利用している人としていない人の公平性ということもあるので、市としてはそういう方向で差を少なくするために調整するために、値上げをするのだということをやった方が良いのではないですかね。</p>
委員	<p>私もそれは賛成なんですよ。説明会をする時に浄化槽の使用者で、下水道の恩恵に預かっていない方は、例えば1 m³当たりいくら負担しているのか、下水道を使っている人はいくらなのですよ、これだけ差があるのですからと、そういう説明の方が結構、説得力があると思うんですよ。</p> <p>もう一つよろしいでしょうか。補てんを無くしてチャラにするのに60%上げなければいけないと、ちょっと頭が混乱しているんですが150円/m³とありましたよね、国が示しているガイドライン、60%上げると150円/m³になる訳ではないでしょ。</p>
事務局	なります。60%上げると150円/m ³ になります。
委員	ちょうど150円/m ³ になる。60%上げての国の指針の150円/m ³ に達するという理解でしたっけ。今、102円/m ³ とか103円/m ³ とか。
事務局	103円/m ³ です。
委員	<p>103円/m³ですか。そういうことですね。</p> <p>チャラにするのは理想かもしれないですが、今まで結構負担していて例えばチャラになるんじゃないかと、半分減ったって結構大きい効果ですよ。チャラにするのは何年後に目標にするか、その辺のロードマップみたいに示したら、例えば20年かけてチャラにするとか、とりあえず、初めの5年はこのくらい上げて、先ほど会長が言われたように5年後また審議会を開いて、今までの実績を踏まえて次の5年後をどうするか決めていく、最終的には20年でチャラにするロードマップはそのままにしておいて、そういうやり方もありかもしれないですよ。</p>
永谷会長	<p>今、委員からお話のあったロードマップですけれども、今日の資料の1ページに経営戦略の策定というのが出ておまして、これは来年度秩父市さんでは策定予定となっておりますが、これがロードマップの一つになるので、国の方では最低10年間の期間で収支計画を作りなさいと、最低10年ですから、これより長くてもかまわないと。長すぎるとブレが大きくなるので、最低でも10年、その中で収入がどれだけ不足するのか、支出をどれだけ削減できるのか、収入増加策ですとか支出削減策をいろいろな合理化をしないさいというような中長期的な戦略を立てなさいということ</p>

を言われてまして、その中で収入増加策については料金改定しかないので、委員のおっしゃったように、例えば最終的には何年後かに60%値上げして赤字補てんを無くすようにするから、何年おきにどれだけ上げていくのかということ、この中で本来決めていくものなのですよ。ただ今回は経営戦略を策定する前に、この審議会を設置して料金については皆様にご意見、ご審議いただくことになっていきますので、経営戦略の中の料金改定の部分だけは前倒しで皆さんにご意見をいただきながら、方向性を決めてしまってもいいんじゃないかと思っておりますが、後ほど審議会の答申事項の中に、使用料の算定期間を何年にするかということが出てきますが、それがまさにロードマップに関わってくる場所ですので、この審議会の中で審議いただきたいと思っております。今の委員のご意見につきまして、改めて後程に議論させていただきたいと思っております。

他に参考資料についてご質問があれば承りますが、もしないようでしたら、答申書の構成・組立てについてということで、具体的な答申内容の取りまとめに向けたご議論を進めたいと思っておりますが、参考資料について他にご意見、ご質問がございますでしょうか。

無いようでしたら、答申内容について議論していきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。特にご意見無いようですので、本日の資料の答申書の構成・組立てについて、これに基づいて答申書のイメージをしながら答申書に盛り込んでいく項目について、皆様のご意見をいただきながら、ご議論していただければと思っております。

1から4までありますが、はじめにということで、下水道事業の現状、諮問、審議会としての答申など、答申までの流れの記述を盛り込むということ、事務局としてイメージしているようですので、ここは事務局にお任せしていいのかなあと思っております。

審議会の中で皆さんに審議していただきたいのは、2番目の下水道使用料改定について、3番目の付帯意見、この2項目について皆さんに議論していただきたいと考えております。最初の下水道使用料改定についてということで、細目が5項目ありますが、一つずつ本日議論させていただければと思っております。

一つ目の下水道使用料のあり方ということで、あり方に基づいて、改定時期、平均改定率、算定期間、改定後の使用料体系といったものを答申していきたいということで、この参考資料がございます。

あり方につきましては、本日お話ししましたし、前回第2回でも概ね皆さまのご了解をいただいたと思っておりますが、事務局の案としては60%値上げをすれば赤字補てんが無くなるということで、事務局はそれを希望しておりますが、繰り返しになりますが、住民感情としてはいきなり60%上げるのは市民の理解を得られないということですので、あくまでも

	<p>段階的に下水道使用料は上げていく、上げていくのは最終的に 60%上げるのではなく、その都度、経費削減の状況を勘案しながら上げていく、経費削減していただければ 60%上げなくても最終的には例えば 40%の値上げするだけで、赤字補てんが無くなるかもしれませんので、経費削減の状況を見ながら、段階的に料金を上げていくということで、前回皆様にご理解いただいたかと思っておりますが、今の考え方について、異議のある方やご意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>あくまでも今回は赤字補てんが無くなるようにするための 60%の値上げをするのではない、ということで議論を進めたいと思います。</p> <p>次に改定時期ですが、第 1 回審議会の事務局の資料 22 ページ目に下水道使用料改定スケジュールということで、事務局案が出ております。</p> <p>事務局としては令和 2 年 7 月 1 日に条例改正を施行して、9 月検針分から改定したいということで案が出ております。</p> <p>案について、事務局から細かい説明が無かったので、事務局から簡単に結構ですので説明をいただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>当初設定した改定スケジュール案ですが、本日の審議会の後に来週から住民説明会、パブリックコメントを行いまして、いただいた意見などを答申書の付帯意見の中に反映できたらいいと考えています。12 月 18 日に第 4 回目の審議会を開催しまして、答申書の案としてご提示できればと考えています。それを持ち帰っていただき修正等をいただきまして、1 月上旬に答申という形がとればいなあと考えています。それと並行してですが、下水道条例の改正手続きを行いまして、できれば 3 月議会に上げて、その議会で可決されるかは分かりませんが、順調にいった場合は 3 月議会で可決、4 月から 6 月に周知期間をとりますので、水道の検針員さんに改定の通知をポスティングしてもらおうかと考えています。7 月以降に使った分、最初の検針が 9 月になりますが、9 月の検針から値上げできればと考えております。</p>
永谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の事務局のスケジュール案では、3 月に条例改正案をかける、議決されれば 3 か月間の周知期間を経て、条例施行したいというスケジュールになっていますが、これについてご意見はございますか。</p> <p>私から一つよろしいでしょうか。公共料金、他にも水道とかあるかと思いますが、秩父市さんで一般的な事例で結構ですが、料金改定する時、議会で議決して周知期間はどれくらい設けているのですか。私個人的には 3 か月というのは短いようなイメージだったのですが、これまでも水道とか 3 か月の周知期間で条例施行しているのか知りたかったのですが。</p>
事務局	<p>上水道の料金改定は 27 年にされているのですが、周知期間がどの程度かというのは、資料的に無いのでお答えできないのですが。検針員さんな</p>

	<p>どにお願いして、広報誌、ホームページ等を使ってできる限り、市民の皆さんに周知徹底したいと思っております。この期間であれば事務局としては、何とか周知が徹底できるのではというところで期間を設定させていただいております。</p>
委員	<p>第3回の審議会後に住民説明会とパブリックコメントとありますが、住民説明会での説明の仕方などでいぶ変ってくると思うのですよね、市民の受け方が。あと住民説明会でどの範囲で参加者を招集して開くのか。その辺をもう少し詳しくお願いします。またパブリックコメントをどのようにやるのか。</p>
事務局	<p>住民説明会につきましては、先ほど部長の方から説明させていただきましたが、10月の28日、29日、31日と3日間になりますが、秩父市の下水道処理区域が3分区に分かれておりますので、影森地区、中央地区、大野原地区の3カ所で行う予定であります。内容につきましては、現在審議会で審議していただいているところでございますが、事務局としては国が求める平均単価である150円/㎡が必要ですよということを含めて60%の値上げで150円/㎡までもっていけば、一般会計からの繰入金は無くなるというような説明はさせていただいて、ただ現時点では改定率は何パーセントと決まっているわけではありませんので、現在、下水道審議会の中でどうしていくのか検討している状況ですと、現状と課題という形で説明を行う予定です。パブリックコメントにつきましては、10月21日から11月21日までの1か月間ということで、下水道の使用していない、先ほどお話をさせていただいた公平性というお話もありましたけれども、浄化槽などを使ったり、他の公共下水道が使えない方のご意見もあると思いますので、使用している方だけでなく使用していない、できない方からの意見も広く取り入れようということで、秩父市全域という形で進めていく予定です。</p>
委員	<p>住民説明会で招集する人数とういか、招集する方には通知を出しているのですか。</p>
事務局	<p>住民説明会につきましては、9月の市報で10月に住民説明会を行いますということで、まず告知をさせていただいております。その後10月の市報にて日程や場所が確定しておりますので、そちらの告知とまたホームページ等で告知をさせていただいたところでございます。</p> <p>パブリックコメントにつきましても、10月の市報で告知をさせていただいております。</p> <p>人数は、会場のキャパもありますので、何人来てくださいということでの募集はかけておりません。</p>
委員	<p>特定の方はいないということですね。</p>
事務局	<p>はい、そういうことです。</p>

永谷会長	他にご意見ございますでしょうか。
委員	いずれにしても、先ほど委員さんが言った説明の仕方だと思うのですよね。下水道はすでに借金がある程度できているので、償還の期間は決まっているのでしょうから、現状の中でどうするかということなのでしょう。努力をしなければならないと思うのですが、現状ではどうするかというと、値上げしかないという話もあるかもしれませんが、150円/m ³ にすれば国からもらえるお金も少し多くなるということがあるのですよね。私はいくらか知っているのですが、良く分からない人が多いと思うのですよね。150円/m ³ になれば国からの交付税措置も結構大きくなる、そうすれば市の負担も減るといふ、逆に言えば今まで市がもっていたのだから、ずっともてばいいのではという意見はあると思います。それだったら、公共下水道、合併浄化槽いろいろな部分の中での単価の比較というのですかね、先ほど公平性と言っていました、今でも公平なのかも知れないし、もっと公平になるかどうか分かりませんが、そういった納得する意見をもうちょっと説明の中で出してもらわないと思います。ただ運営するのが大変だからというのとは、と思いますけれども。
委員	第1回目の資料の20ページですか、使用料改定のシミュレーション、これぐちゃぐちゃ書いてあるから分かりにくいのですけれども、大事なのは浄化槽を使っている方は、実質6,000円負担しているわけですよ、5,900円ということですよ。それに対して2か月で40m ³ 使う人は3,000円なわけですよ。倍くらい浄化槽の人は負担していて、それが市民の45%いるわけですよ。そこら辺をちゃんと説明してアピールすると、少しは怒りも収まるのではないですかね。
委員	金額が同じだから公平とは限らないので、下水道を使っているのは数の原理で単価が下がるというのはしょうがないと思うのですよ。浄化槽と全く同じにしろというのは、ちょっとおかしいと思うので、そうでないとしても、差はなるべく無いようにというのは説明としては分かりやすい、理解してもらいやすいとは思いますが。その事業が立ち行かないような話をもっていても、しょうがないと思うので、実際にそういうふうには回らないという話があるのですから、だからそういうふうな公平性とか比べてといった方が、市民には分かりやすいですよ。先ほど裏話的なものもありましたが、余計納得しやすいのではないですかね。
永谷会長	確認したいのですが、この浄化槽の5,903円というのは、市が整備した浄化槽か、それとも個人が下水道処理区域内にあって下水道に繋げないで、まだ浄化槽を使っている人たち、それを全部含めてのものか、どれにあたるのか知りたかったんですが。
事務局	5,900円というのは市でも設置している浄化槽というのは、資料9ページの9.7%の人が市町村設置型の浄化槽を使っていますが、その方という

	<p>のは、汲み取り費用を除く 2,200 円というラインがあります。市の設置型の方は市が定期的な点検はしますよ、その代わり 2,200 円掛かりますよという金額ですが、使い方によっては毎年、浄化槽の清掃代は自分で持ってくださいねという制度になっていますので、その汲み取り費用を含めると、実質的にこれくらい掛かりますという、2 万円近く掛かっているみたいですので。</p>
永谷会長	<p>市設置型の浄化槽の実質が、5,903 円ということなのですね。</p>
事務局	<p>はい、おそらくは公共の関与していない個人設置型の浄化槽は旧秩父市内の高篠とか尾田蒔とかは個人設置型の浄化槽ですが、そういう方も恐らく同じくらいの負担はしているのかなあとと思います。</p>
永谷会長	<p>委員からお話のあったように、浄化槽と下水道は一概に比較できないと思いますが、浄化槽はひとつひとつ点検なり清掃しなければならないので、下水道はスケールメリットが働いてますから、大勢の人の分を 1 カ所の処理場で処理していますので、下水道が安くてもおかしくはないのかなあと思うんですけれども。</p> <p>話を元に戻しますが、事務局の提示してある改定スケジュール、来年 3 月に条例改正案を議会に上程して、3 か月後に施行というこのスケジュール、何か異議がある方いらっしゃいませんか。あまりにも性急すぎるのではないかとか、もっと周知期間を置いた方がいいのではないかとか、意見があればこの場を出していただければと思います。特に意見が無いということであれば、事務局案で答申の方に盛り込む形になると思います。</p>
委員	<p>3 月議会にかけたいというのは、何か理由があるのですか。市の繰入金がかこれだけあるので、値上げするので認めてくださいというか、途中で値上げというのも、何か集中砲火を浴びるからですか。</p>
事務局	<p>市で下水道の予算を組みますが、一般会計からの繰入金をいただいていますので、予算査定であるとかそういうところで、できるだけ早急に自分のところで賄いなさいよということで、こういうスケジュールを組んでいます。</p>
永谷会長	<p>事務局としては、今想定できる最速のスケジュールで使用料改定をしたいと、少しでも早く改定をして一般会計からの赤字補てんを少なくしたいというような趣旨でよろしいですか。</p> <p>他にご意見ございますか。</p>
委員	<p>スケジュール案となっていますが、今の話では案というより、もうありきというような気もしないでもないですが、やらなければいけないという理由があるのであれば、教えていただきたい。</p>
事務局	<p>改定のスケジュールにつきましては、先ほど説明させていただきましたが、予算の関係もありますので、現状でできる最速というのですかね、できるだけ早い期間での下水道使用料金の増収を図るということで、この案</p>

	<p>になっています。あくまでも案になっていますので、審議会委員さんのご意見でということになると思います。</p>
永谷会長	<p>あくまでも事務局の案であって、仮に案を採用して答申したとしても、答申には何ら法的拘束力はないですから、最終的には市長さんなり議会で決めていただくことになり、議会での議決をしない限りは条例化になりませんので。ですからあくまでもこのスケジュール、今、委員からスケジュールありきで進んでいるのではないかというご意見がありましたが、審議会の中で皆さんからこれはあまりにも性急すぎるのではないかと、例えば切りのいい令和3年4月から適用でいいのではないかと、新年度予算からいいのではないかとというような意見があってもいいのかなあとありますが。</p>
委員	<p>実施時期というよりも付帯決議の方が重要なんで、60%だけれども半分になるとか、5年置くとか、そっちの決議を付けなくては。</p>
永谷会長	<p>付帯意見にも、下水道使用料のあり方の考え方について付帯意見を書くことになると思いますが、それではその改定率、平均改定率ということを中心に議論していただくのですけれども、ここを何%にするかということと、次の算定期間をどうするのかというところで、だいぶ将来的なロードマップが変わってくるのかなあとしますので、とりあえずは改定スケジュールについては、事務局案のままで、とりあえず皆さまご異論ないという形にさせていただいて、この先、まだ平均改定率や算定期間の議論がありますので、それを踏まえてスケジュールを見直した方がいいという意見がありましたら、また改めて議論すればいいと思いますので、今のところ事務局が提示している改定スケジュール案を前提に議論を先に進めたいと思います。</p> <p>続きまして、平均改定率と算定期間がありますが、先に算定期間の方からご議論していただきたいと思いますが、算定期間というのは何ぞやというところから説明しないと議論に入れなないかと思しますので、事務局から簡単に算定期間について、ご説明いただいてもよろしいですか。</p>
事務局	<p>算定期間については、今回、使用料改定の計算をするにあたって、どれくらい先までの使用料収入、人口減少を見込んで計算しているのかというのが算定期間になります。今回の改定というのは、公平性を保つという理由ですので、何年という具体的なものではないのですが、人口の推計とかは向こう10年でやっています。第2回審議会の時に経費のグラフを出しましたが、これはプラス2年、令和12年までということで計算しています。10年か12年になるのかなあと見ていまして、来年度、経営戦略を策定しますが、経営戦略は概ね10年程度で立てなさいということになっていますので、算定期間は10年程度かと考えています。</p>
永谷会長	<p>ありがとうございます。算定期間10年であれば、10年間で下水道使用</p>

	<p>料等の収入がどれだけ見込めるか、その 10 年間で例えば借金返済にどれくらい掛かるか、施設のランニングコストにどれくらい掛かるかというのを 10 年分出して、その収支差がどれくらい出ますと、この収支差、支出が多くなるのが普通ですが、支出超過の部分を今は一般会計から赤字補てんしていただいています、その赤字補てんを無くすために、どれだけ使用料改定しましょうかということを経算するための、算定期間ということになります。</p> <p>今、事務局の方では、今後 10 年間くらいということでは考えているということですが、これについて皆さんにご意見を伺いたいと考えております。ちなみに下水道使用料の算定についての考え方という、マニュアルみたいな冊子が下水道協会というところから出ていますが、その中では使用料算定の期間については、概ね 3 年から 5 年が望ましいというふうに言われています。何故かと言いますと、例えば事務局の言った 10 年としますと、予測時に幅が出てくるのですがそのブレが大きく出てくるので、あまりブレが出てこない期間として、逆に 1 年とか 2 年とすると、その都度使用料を見直さなければならないということで、それはそれで精度は上がりますが手間はかかるということになり、国の方では概ね 3 年から 5 年くらいの期間で算定期間を設定するのが望ましいのではないのでしょうかという提示をしております。</p> <p>そういうことを踏まえて、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>まず、私の考え方を先にお話しさせていただきますけども、経営戦略というのを秩父市が来年度に策定する予定ですが、国からの指示としては、最低 10 年間になっています。なので最低 10 年の経営戦略ということで 10 年間の収支見込みというのを来年度、秩父市は策定します。それを前提に考えると、同じ 10 年で下水道使用料の算定期間を作るのではなくて、その半分の 5 年で一端、算定期間を区切って、実際にその 5 年間で経費削減策を市の方で実行していただいて、これだけ経費削減ができました、だから次の 5 年間はそれほど下水道使用料を上げなくても大丈夫ですということ、5 年目の時に一端、見直しをかけた方がいいのではないかと思います。私、個人的には、算定期間は 5 年くらいがいいのではと思っております。</p> <p>そういったことを踏まえて、皆様からご意見をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>この算定期間というのは、これから決めるであろう何%アップにするという、算定期間が 5 年間ということは、5 年間は決めたパーセントでいくという意味ですか。</p>
永谷会長	<p>それも二通りありまして、その 5 年間は決めたパーセント、例えば今回、</p>

	<p>改定率を平均 20%にするとしたら、その平均 20%の改定率で 5 年間いくというパターンもありますし、条例の附則で経過措置を設けて、5 年間のうち最初の 1 年間は 5%、2 年目は 10%と段階的に上げていくというやり方もありますので、それは各公共団体さんがいろいろなやり方で使用料改定していますので、必ずこうしたやり方をしなさいというのではないです。</p> <p>ただ、経過措置ですと住民の方は分かりにくいと思うので、5 年は 5 年で一律に例えば 20%なら 20%とした方が分かりやすいかなあという気がしています。</p>
委員	<p>私も 5 年くらいがいいかなあと思います。今まで改定されなくて 20 年続いていたというのもあって、それで失敗したというわけではないでしょうけれども、これから 10 年という、日本の環境というか凄く変動すると思うのですよね、人口なども、あまり長いスパンだというと、また同じようなことが出てくるかもしれないので、このくらいで 1 回見直しが入った方がいいのではないかと、単純にそういうふうに思います。</p>
永谷会長	<p>資料の 3 ページ目に使用料改定の経緯というのがありますが、過去は概ね 5 年おきくらいに改定しておりまして、5 年としてもそれほど違和感がないのかあというのがあるのと、経営戦略を仮に 10 年で策定した時、国からは 3 年から 5 年おきに見直しをしなさいということと言われていて、戦略を作っただけではなくて、それがきちんと実行されているかどうか、いわゆる PDCA サイクルですか、実際にやっているかどうかチェックしなさいということで、これも概ね 3 年から 5 年の間に見直しをしなさいと言われていたので、10 年であれば一番切りのいい真ん中の 5 年で見直すというのが一番いいと思いますので、そのタイミングに合わせて、使用料を 5 年くらいのスパンで算定期間を設定するのがいいのかなあと思います。</p> <p>他の委員の方で、この期間がいいと今までどおり 10 年も 20 年もいいのではないかという方も、それはいいかと思いますが、どうですかね。</p> <p>今出ている意見は、事務局の概ね 10 年程度でいいのではないかということ、私から提案させていただいた、5 年というのがありますが、これ以外に意見が出ておりませんので、この 2 案の中でとりあえず審議会の意見としてまとめたいと思いますけれども、まず事務局の 10 年ということで賛同される方はいらっしゃいますか。5 年についてはいかがですか。それでは満場一致ということで、算定期間につきましては 5 年ということで設定していただいて、事務局の方で 5 年間の収入支出の金額の方をはじめにいただく、支出については今後の改築工事など計画があるかと思うので、そういうものを全部、反映していただくと。後は当然、支出削減ですか、考えられる支出削減というのは当然、盛り込んでいただいて、5 年</p>

	<p>間の総支出額を出していただくという、収入についても先ほど収入増加策で、接続率 100%を目指すとなりましたけれども、いきなり 100%は目指せないと思いますので、これまでのトレンドを見ながら、これだけ収入増を目指す、あまり架空の議論にならないように現実に近いところで収入のところも算定していただいて、そうして総収入額を出していただいて、収支差がどれくらいであるかというのを算定していただくというような作業になろうかと思います。事務局、よろしいでしょうか。</p> <p>算定期間は 5 年ということで、作業の方を事務局にはお願いしたいと思います。</p> <p>次に平均改定率ですが、この改定自体は資料 3 ページ目にありましたけれども、過去の改定率はあまり意味がないもので、実際改定することによってどれだけ経費が賄えるようになるのか、赤字補てんしなくなるか、というのが一番大事なところです。過去の改定率というのは考慮しないで、検討していただければと思います。</p> <p>最終的には 60%増というのを事務局案で出しているということですが、今回の算定期間 5 年では当然 60%は賄えないので、60%ではないところで改定率を算定していただいて、そして不足するところは、引き続き一般会計からの赤字補てんになろうかと思いますので、どの程度の改定にするかということで、皆さんご意見をいただきたいと思います。</p> <p>3 ページ目の資料だけだと、例えば 10%上げれば 3,340 円になりますよと、20%上げれば 3,680 円になりますというような資料しかないのですが、多分これだけで皆さん議論できるかどうかというのがあるのですけれども。</p>
委員	<p>60%必要だということで始まったわけですがけれども、私は、だからこの数字がどうこうといわれても困るんですけど、説明ができる改定率で 5 年間やってみて、いろいろ経費の削減なり考慮して、その後、残りの改定をどう上げるかを検討するというのは、どうかなあとと思います。</p>
委員	<p>10 年と見ていたのだから、半分の 30%ということで。</p>
永谷会長	<p>経営戦略も最低 10 年という期間ですから、10 年で赤字を無くしましょうということであれば、その半分の期間の 5 年で今回作るの、改定率も半分の 30%というのも、一つの考え方で、説明はしやすいかなあとと思いますけれども。</p>
委員	<p>ただ 60%というのは、経費削減努力などは含まれていないですよ。</p>
永谷会長	<p>いないですね。だから、まずは今回 5 年間で 30%上げます、この 5 年間で、その先の 5 年プラス 10 年間で収入増加策やります、経費削減策やります、結果として今は 60%増しなければなりません、もしかしたら 10 年後、40%で済むかもしれないじゃないですか。そうなった時には次の改定率は、10%で済むという。</p>

委員	<p>もしか、をです、もう少し積み上げてやった方がいいような気がするんです。想定は絵の議論になるかもしれませんが、この項目は10年間削減すると、委託費に関してこうもっていくとか、しっかり項目ごとに経費の削減の金額を積み上げて、その結果として例えば50%増で、ひよとしたら違ってくるかもしれないですよ、将来のことだから。とりあえず今の想定として積み上げて50%でいいのだったら、それはその半分の25%しようとかです、そういう議論は当然あると思うので、分からない分からないと言ってもしょうがないので、民間会社でも先のことをある程度想定して、しっかり数字の計画を立てますから。それはそういうふうにされていい気がするんですが。</p>
永谷会長	<p>その作業を来年の経営戦略で市がやるはずですので、具体的にこの項目でいくら削減しますと。</p>
委員	<p>でも、その前に決めなきゃいけないわけですよ。ある意味。</p>
永谷会長	<p>ある意味、項目は今回、今日も少し出していただいていますけれども、あくまでこういった項目について経費削減に取り組みます、収入増に取り組みます、というくらいしか今回審議会の中で示せないのではないかと思います。具体的にある程度数字を出さないといけないのではないかと、その数字を出した結果、今は60%だけれども、50%になるかもしれないですよ。委員のおっしゃったその半分であれば25%ということもあり得ると思うので、そうすると先ほどの改定時期に話に戻るんですが、このスケジュールではたぶんどできない。そうすると改定時期を先送りするという。先ほど改定時期は事務局案にしましたけれども、また先の議論を含めて、また改定時期を考えましょうと言ったのは、そういう意味です。</p> <p>今のスケジュールだと、そこまで事務局はできないと思います。通常業務がある中で、今、使用料改定業務をやっているから、なかなか人を減らしている中で、市の職員の方にかなり負担が掛かっていると思いますので、このスケジュールに限定したら、たぶん数字は出ないと、今、委員がおっしゃったある程度、きちんと数字を出せということであれば、この改定スケジュールを後ろ倒しにしないと、たぶんどできないのではないかと思います。となると審議会の回数を増やしてもっと議論をして、もっと期間に余裕をもって改定していくという、そんなスケジュールになるのではないかと思います。</p> <p>事務局から、今の委員の意見に対して説明はありますか。</p>
事務局	<p>経費削減の具体的な数値というのは、時間をかなりかけないと出せないということがあり、大変申し訳ありませんが、先ほどの説明のように国の資料から大体10%くらい削減できるかなという部分では、今の段階では出せるんですが、そこを細かく5年間です、これだけできるというのをこの場で示すことは非常に厳しい状況です。</p>

	先ほど会長さんからお話がありましたが、そういったところまでということであれば、審議会の回数を増やすという形になると思います。
委員	それはラフなエステメーション、要するに精度は落ちてもいいから、この審議会で議論する拠り所としてのラフな数字でもいいから、精査するとなると、もの凄く時間がかかるかもしれませんが、そういうことでの数字の提示は難しいんですかね。この審議会のスケジュールで。 どんな作業で、どうやるのか、無責任なことを言っているのかもしれないですが。
永谷会長	項目を出すくらいであればできるのだと思いますが、それについてどれだけ概算で経費減らせます、仮に事務局が出すとしても、そもそも項目について本当に経費削減できるかどうかことすら分からない。例えば、今日、軽費削減には入っていなかったですけども、広域化・共同化というのを近隣市町村を巻き込んでやりますと、大体1割くらい減りますと書いたとしても、本当に近隣を巻き込んでできるかどうかという、そもそも論から始まってしまうので、なかなか難しいかなあとと思いますし、やはりある程度、数字を出してしまうと数字がひとり歩きしてしまうので、あまり根拠のないものは出せないと思います。ある程度は時間をかけて精査した数字を出したうえで審議していただくなり、住民の方に説明した方がいいのかなあとと思いますし、数字がひとり歩きしてしまうので、それがあたかも正しい、精査した後の数字だと取られる方が絶対にいらっしゃいますので、そこは慎重になった方がいいという気がします。 他の委員の方は、ご意見どうでしょうか。 なかなか今日の資料だけだと何%上げていいのか、なかなか決めにくいと思いますので、これについては十人十色いろいろな考え方がありますので、いろいろな意見を出していただきたいと思います。
委員	住民説明会などで、数字を出すのとひとり歩きして、えらいことになると思うのですよね。いい加減な数字だと。ただ、この審議会の中だけのラフなエステメーションという意味合いで、我々の審議の拠り所となる数字という意味合いで、ひょっとしたら違うかもしれないけども、今できる限られた時間の中で、その範囲での数字という意味で我々も捉えて、というのは、それでも難しいですかね。
永谷会長	事務局、いかがですか。
事務局	先ほどの包括委託の委託料1億円プラス職員人件費1,500万円、1億1,500万円の10%で1,100万円という数字、事務局の試算ですが、そういうレベルであれば出せるとは思います。
委員	それでも何にも無いよりはいいのではないですか。いまの話では何となく10分くらいできちゃいそうですが。
委員	コスト削減で書いてあるじゃないですか。プロアの導入とか、そうする

	と10%くらい下がるとか、そういう考え方でいいのではないですか。処理場の適正化を図る、高篠、黒谷は入っている計画だったわけでしょう、それは繋げられないのだということであれば、これを入れるとか。
委員	先ほど委員からお話が出たように、ここだけという意味で出してもらえれば、自分たちも気が楽だと思えるのですよね。ただし、一般には公開しないという制限でならざっくりという数字いいのかと思いますが、そうすれば自分たちも表に出す時には、具体的な数字というのは出さないようにして、ここだけということであれば自分たちもいくらか気は楽になるのではないかなあとと思います。
永谷会長	やはり資料がこれだけだと皆さん判断しにくいということが、よく分かりましたので、あくまでも審議会限りの数字ということで、ざっくりとこの項目については、これだけ経費削減できますということで、試算をさせていただいて、それを算定期間の支出額の方に反映させていただくことで、作業の方は事務局できますか。
委員	30%に決めた理由が必要ですね、何で30%になるのかと。10年で60%で5年だから30%というのは、それではちょっと寂しいかな。こういうことで30%なんですよというようにした方がいいと思いますが。
永谷会長	2回に分けて半分だという説明の仕方になるのかと思いますが。今の経費削減策を今回算定期間の収支に反映させていただくということであれば、おそらく60%増じゃない金額になるかと思いますが、それでは改定率については、60%の半分の30%ということではなくて、あくまでも必要となる増額の2分の1という考え方で、今回改定率を決めるのか、他に抛り所を持って、こういう根拠で例えば3分の1にするとか、2分の1にするとかですね、他にご意見はございますか。
委員	何で半分なのか、何で3分の1なのか、なかなか難しいですね。
永谷会長	<p>難しいと思います。多分、2分の1については、10年間の経営戦略を作るので、今回の算定期間を5年間と設定したとすれば、5年、5年で10年になりますので、2分の1ずつ上げていきますと、後半の2分の1につきましては、5年間なり10年間ですね、収支改善策を考慮して2分の1ではなくて済むかもしれませんというような説明になるのではないかと思います。</p> <p>多分、3分の1とかにするとすれば、改定期間、算定期間についても多分3分の1で、3年ごとに見直しという形にすれば、3分の1の増という説明もできるのかなあとと思います。</p> <p>話を戻しますが、平均改定率については、今回は算定期間は5年ということで皆さんにご理解いただきましたので、平均改定率についても、まず最初の5年間、今回の5年間につきましては、赤字補てんをしなくても済む改定率の2分の1ということで、事務局で試算させていただくこと</p>

	<p>でよろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見なり反対意見なりあれば、お願いします。</p> <p>ひとまず改定率については、必要となる赤字補てん額解消の率の2分の1ということで決定させていただきますが、ちょっと話しを戻しますが、改定時期ですが、先ほどざっくりとした数字であれば、それほど作業はかからないというような雰囲気です事務局から説明がありましたが、経費削減の金額を出すというようなことであれば、先ほどの事務局の提示している改定スケジュールで、事務局としてはこのスケジュールで作業、大丈夫ですよね。特にスケジュールを変更しなくても問題ないということであれば。</p>
事務局	<p>こちらで示しました10%だといくらになるだとか、省エネ型の送風機のブロワが15%の省エネタイプであれば、いくらになるとかそういった金額であれば間に合います。</p>
永谷会長	<p>そうしますと2の(2)以降をまとめますと、改定時期については、事務局案のとおり、来年7月1日の条例施行に向けて、3月の市議会に条例改正をかける。来年9月検針分から適用する。</p> <p>平均改定率については、今後事務局の方で収入増、支出削減の具体的な金額、ある程度具体的な金額をこの審議会限りで提示していただいて、それを加味して算定期間内の収入総額、支出総額を出していただいて、その収支差の半分を一般会計から引き続き、赤字補てんしていただいて、残りの半分を料金改定で賄うというような改定率でよろしいでしょうか。</p> <p>それが何%になるかは、次回の審議会の方で提示をしていただくことになると思いますので、当初の30%ではないもっと低い率になろうかと思えますので、どれだけ下がるかは期待をしたいと思います。</p> <p>最後の改定後の使用料体系というところですが、いろいろと議論が出る所だと思いますが、本日の参考資料の資料2の2ページ、平成9年3月27日となっているところが、今の秩父市さんの下水道使用料の使用料体系となっていますが、この使用料体系をどうするかというところで、また議論をいただきたいと思えます。ざっと見る限りは、前々回の改定の時と体系自体は変わっていないですよね。昭和63年に排水量が細分化されて、平成9年の時はそれを継承している料金体系になっていますけれども、この料金体系を継続していくか、変更するかということと、使用料を排水量ごとに1㎡につきいくら、例えば現状で申し上げますと、10㎡以下だと700円、10㎡を超え20㎡までが1㎡につき80円と、単価が決まっておりますけれども、この単価設定も一律に例えば今回仮に30%増とした場合、この使用料単価に単純に1.3をかける使用料単価にしているのかどうか、それとも初回に委員からご意見があったかと思えますが、大量排出者、ここでいうと500㎡を超える方というのは、1㎡につき160円と、かなり</p>

	<p>高額な金額を負担していただいていますけども、もっと安くてもいいのではないかという意見が出ていましたので、この当たりの改定率をそれほど見込まないような改正もあろうかと思っておりますので、これに関して皆さんからご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>一番簡単なのは、一律に30%なら30%で今の単価をすべて30%改定していくというのが一番簡単ではあります。ただ、それでいいのかどうか、ご議論していただきたいと思っております。</p> <p>1回目の審議会でこれについてご意見のあった委員から、何かご意見はありますか。</p>
委員	<p>やはり製造業というのは水を大量に使用しますので、そういう意味ではやはり経営環境も非常に厳しいので、いくらかでも負担軽減ですか、ご配慮いただければ非常に助かるなあという気持ちはありますけれども。ただ大口を安くすると、少ないところにしわ寄せがいくとかですね、いろいろありますのであまり無理を言えないと思っていますけれども。</p>
永谷会長	<p>大量に排出する事業者のために施設を大きめに造るということがありますので、どうしても割高になっているというのが、今、国内の使用料体系は大体こんな感じになっています。使えば使うほど単価が上がっていくという累進逓増制という制度をとっていますが、これが標準的ではあるのですが、例えば委員がおっしゃったように、もう少し負担軽減して欲しいということであれば、大口使用者については改定率を下げるということもあると思いますが、その分どこかにしわ寄せがいくのですけれども、平均として改定率が30%なら30%になるような、一律30%の改定率を、それぞれの排水量に当てはめるではなくて、多少変化をつけるやり方もあろうかと思っております。</p>
委員	<p>大口のところは、全体の占める割合はどの程度あるのですか。</p>
事務局	<p>第1回資料の20ページは100トンまでですが、全国比較で全国と比べると2か月で40㎡なりますが、この表は100トンまでで一番上に使っている世帯の割合が出ていますが、100トンまでで97%です。ということは100トン以上使っている人は3%くらいで、大口の企業さんになります。</p> <p>市内ですと、工業系の事業所さんと旅館業、介護施設、病院などになります。</p>
永谷会長	<p>排水量の区分ですが、今現在は8区分に分けていますが、変える必要があるかないかから、まず皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますが、個人的にはこれはそのままでもいいのかなあと、あえて変える必要性が感じられないのですけれども。このあたり見直した方がいいのではないかと、こういう理由があるから変えた方がいいのではとか、何かご意見ございましたらお願いします。</p>

委員	<p>基本料金が市の場合は 20 m³で入っていますが、もし 10 m³から始まった場合には、どちらの方が金額が上がっているのですか。基本料金を最低 10 m³で決めて、そこから上がっていくカーブと、20 m³のカーブとではどうですか。</p>
永谷会長	<p>基本料金は今 10 m³で、2 か月ごとなので 20 m³。ちょっと実際の検針とこの表が 1 か月と 2 か月で、ちょっと分かりにくくなっていますね。</p> <p>基本料金は、ずっと 10 m³で昭和 50 年からきているのですけれども多分、一人当たりの使用水量は 15 m³ないのだろうなという気はするのですけれども、どうですかね。最近、この基本使用料を辞めている自治体は、割と出てきてはいるのですが、基本使用料は使う使わないに関わらず、必ずかかる経費というのがあるのですが、全く使わなくてもかかる費用を賄わなければならないので、使う使わないに関わらず、いただいている料金が基本料金になります。これは制度としてあってもいいとは思ってはいるのですが、最近、そういう傾向にないところもありますので、どうかなあと思いますが。</p> <p>あと、排水量の区分について、特に見直しをした方がいいとかというご意見はありますか。無さそうな雰囲気ですが。ここはそのままでもいいのかなあとは私そう思っているのですが。あえてここは見直さなくてもいいのかなあという気がします。</p> <p>それよりも使用料単価をそれぞれの区分ごとに、どれだけ上げていくかという方が大事かなあと思いますので、そちらの方に論点を移したいと思います。</p> <p>今ですと基本料金を超えるごとに、一番安い単価ですと 80 円/m³、次に 90 円/m³、105 円/m³と段階的に単価を上げてはいますが、一律に今回の改定率をかけて改定するのか、大口使用者の負担軽減のために、逓増率を少し下げる、緩和されるような改定率にするかと。</p> <p>一方で、今は節水型社会だからということで、今よりも逓増率を上げるという考え方もあるかもしれません。どれくらいの増加率かというのは、条例の表だけを付けているので分かりませんが、計算すれば出るのでしょうけれども、このあたり皆さまご意見はございますでしょうか。今までの単価に一律に改定率をかけるやり方がいいのか、増加率を緩和するような改定率、使う量の多い人ほど改定率を下げていくという改定がいいのか、それとも今まで以上に使った人に負荷をかけるような改定率、この 3 パターンがあるかと思しますので、まずはどのパターンがいいのか皆さんの考えを伺いたいと思いますけれども、まずは今までの単価に一律に改定率をかけるやり方がいいのではないかと。</p>
委員	<p>ちょっといいですか。何にもなくてどれがいいと言われても、困るので、例えば今と同じ比率でやった場合、大口をちょっと優遇した場合、後は逆</p>

	<p>の場合ですね、その3パターンくらいですね、どういうふうにしわ寄せがいくのか。</p>
永谷会長	<p>実際にその単価で計算した、シミュレーションみたいなものがあった方がいいということですかね。</p>
委員	<p>例えば、大口優遇してもらうのに、小口のもこのくらいの負担増であればいいかなあ、という考えもあるかもしれませんが、こんなに増えるのでは無理かなあ、というのものもあるかもしれませんし。どうでしょうか。</p>
永谷会長	<p>その単価については、改定率がどのくらいになるかにリンクしてくるので、料金体系と改定率を掛け合わせて作らなければいけないところが出てくる。</p>
委員	<p>ただ、それは仮定のもとにやってもらえればいいのかではないですか。</p>
永谷会長	<p>仮定がいっぱい出ると。</p>
委員	<p>例えば、その30%でやってみようとか。どんなイメージの数字になるのか。</p>
永谷会長	<p>今のところは、収入増と支出削減の額が出ていないので、3ページ目の資料にあるように、単純に30%増ならどうなるか、そういうイメージですか。</p>
委員	<p>はい、それでいいと思いますね。最終的に25%になったら5%減らしていいだけの話ですから。</p>
永谷会長	<p>これだけで決めるのは、確かに委員がおっしゃるように分かりにくいし、判断もつきにくいと思いますので、まずは料金改定、使用料体系については、先ほど申し上げましたとおり、一律に改定率をかけるやり方、大口使用者を少し負担軽減するように、この表でいうと下にいけばいくほど改定率が低くなるような使用料体系、その逆のパターンで使えば使うほど改定率が高くなるような体系と、その3パターンしかないと思いますので、後は事務局の方で一律30%だけだったらずぐに計算できると思いますので、残りの2パターンを想定をしていただいて、例えば10㎡を超え20㎡だったら1㎡につき何%改定してこうなりますと、シミュレーションをしていただかないとなかなか決めにくいというご意見ですので、その作業の方をお願いしたいと思います。それができないと多分、使用料体系と改定率は決まらないと思いますので、その資料の方をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局、私の言っていることは通じていますかね。説明の仕方もよくないと思っているのですが。</p>
事務局	<p>この表というのは一律にということですね。</p>
永谷会長	<p>一律ですね。</p>
委員	<p>実際に上げた場合、どれだけ補てんができるかという問題の方が大切だと思います。</p>

永谷会長

どれだけ補てんをするのかというのは、平均改定率で出てくるので、その平均改定率になるように、それぞれの単価の率を決めて、トータルで平均改定率となるように計算してもらわなければならないので、ちょっと面倒ですが、他の市町村での使用料改定でもそうなのですけども、何パターンか提示してどれがいいですかというふうを選んでもらうのが、多いです。具体的なシミュレーションをしていただいて、具体的にいくつか料金表を事務局に提示していただき、それを基に委員の方にご議論していただくということにしたいと思います。

皆さんよろしいですか。

この資料だけだと結果として、どうなるのか分からないと思いますので。

料金体系については、その3パターンで試算をしていただくということでよろしいですか。

2番目の使用料改定について、(1)から(5)番までひと通り皆さんのご意見をいただいたところですが、復習をさせていただきますと、(1)につきましては、あくまでも今回の使用料改定は赤字補てんを解消するための使用料改定はしない、事務局案では60%改定すれば、赤字状態は無くなるけども、今回はあくまで60%ではなくて、その半分それが30%になるかどうか、また試算していただきますけれども、赤字補てんが無くなるような改定率の2分の1を今回、平均改定率とする。

改定時期については、事務局案のとおり、3月議会に条例改正を上げて、7月に施行するというように進めていく。

算定期間については、来年度の経営戦略の策定が最低10年となつていきますので、その半分の期間の5年間で算定をしていただく。

改定後の使用料体系につきましては、排水量の区分については、現行のままとして、それぞれの単価については、一律に改定率をかけるパターンと、大口になるほど改定率を下げるパターン、逆に大口になるほど改定率を上げるパターンと、その3パターンでシミュレーションをしていただくということで、使用料改定について、改めてシミュレーションができてから、皆さんに次回の審議会の場で、ご検討していただくということで、よろしいでしょうか。

委員の方、今の内容でおかしいところがあれば、ご意見いただければと思います。概ね、これらが皆さんのご意見かと思えます。

次に3の付帯意見ということで、下水道事業運営にあたっての付帯意見ということですが、使用料改定は最終的な使用料体系、平均改定率が出来上がっていないので、どう付帯意見を書くかというのが、なかなか見えてこないところもあるかもしれませんが、何かしら料金改定というのは住民の方に負担をかけるものですから、それに当たって下水道事業は、こうし

	<p>ていくべきじゃないとか、何らかの業務改善なり意見を出した方がいいということであれば、答申書に付帯意見を書くということになりますので、具体的にこういったものではなくても結構ですので、ざっくりとでも結構ですので、こんな要望なり意見を書いたらどうかという意見がありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>なかなか使用料体系と改定率が、まだ出来上がっていない中で意見は出しにくいということであれば、次回の審議会の時にそれを踏まえて、今日の議論を踏まえて宿題ということで、次回の審議会の時に料金体系と改定率を踏まえて、また皆さんにご意見いただこうと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>考えられるものだけ、今日、タマ出しだけしておいて、また次回に付帯意見を入れた方がいいのではないかとということで、改めて次回検討していくというやり方もありかなあとと思いますが、今日の段階で付帯意見として、こういった意見を載せたいというのがあればお願いします。</p>
委員	<p>私とすれば、資料の1の経営戦略の策定のところの下にある、投資の合理化、財源見直し等を行い、料金の低減化ではありませんが、この当たりが目標になっているのでしょうか。広域化というには、水道と違うのでこの地域ではどうか。</p>
永谷会長	<p>これは書くまでもないかもしれませんが、念を押しということで、当然、使用料改定というのは住民に負担を強いるものですので、事務局、秩父市としても経営の合理化や財源見直しを行って、できるだけ使用料改定率を抑えるよう、そういった経営努力をしてほしいというようなことを、付帯意見として入れるということによろしいですか。</p> <p>事務局よろしいですか。</p>
委員	<p>付帯意見ではないのですが、市民の方にご説明する時に、今2億円市が赤字補てんしていますよと、それが無くなると2億円浮くわけですよ。半分としても1億円浮くわけですよ。料金アップして1億円浮いた分というのは、市民サービスとしてどういうふうに戻ってくるのですかという質問、自分が説明会に出たら質問しようと思うのですが、それに対する答えは用意しておいた方がいいと思います。砂に水をやるように無くなってしまいますというのでは、納得しないですよ。</p>
永谷会長	<p>それは市全体の施策の話ですから、事務局だけで回答できるものではないと思いますが、そのあたりは住民説明会で仮に質問が出た時にどのように対応されますか、事務局として。</p>
事務局	<p>財政当局としては、2パターン考えられるかなあとと思いますが、一つは合併から10年経過して国からの特例が切れるので、国からの支援金がなくなるために下水道に出すお金はなくなるということで、単に吸収するパターンと、もう一つは、これで1億円浮くので市のため雇用の確保や福祉</p>

	の充実、子供の支援などに使うこと、そのどちらかになると思います。
委員	できれば後者的な説明の方が、市民は納得しますよね。
永谷会長	具体的なことは説明しにくいと思いますが、市の全体のお話なので、市の施策として、説明しなければならぬとなると、なかなか説明会その場で下水道部局がどうこうと対応するのは難しいのでは。
委員	下水道課に持っていられるお金であればね。そうではないから、市に返すようなものだから。
委員	説明会は市長が参加するのですか。部長だけですか。
事務局	市長は出席しません。
永谷会長	<p>その時々で、事務局の方からうまく住民説明していただくということで、よろしくをお願いします。結果としては福祉とか住民サービスの方に回ることと思いますが、どういった分野にどれだけ回るかというのは市としての施策の話になるので、市の中で十分検討して実施をしていきたいと、そういった大まかな説明しかできないと思いますので。</p> <p>他にご意見などございますでしょうか。</p> <p>付帯意見につきましては、経営戦略の内容について、ちょっと書き足していただくということで、その他につきましては、次回審議会の使用料改定で具体的な使用料改定案が出てきてから、また付帯意見については考えていただきたいということで進めていきたいと思います。</p> <p>最後に4番で結びとありますが、これは審議の感想とかありますが、特段、審議会として書くようなものはないかなあと、事務局の方で冒頭のはじめにと4番の結びの方は考えていただいて、最終的にできたものを各委員の方に見ていただいて、ご意見をいただくという形にしたいと思いますが、よろしいですか。1番、4番については事務局にとりあえずお任せをして、できたものを皆さんで見えていただいてご意見等をいただくということにしたいと思います。</p> <p>ひと通り答申書の構成・組立てについて、皆様からご意見いただきましたので、今日、これだけの資料ですので、なかなか具体的な料金体系と改定率を決められないところがありますので、それは次回の審議会の中で改めて事務局の方から資料を示していただいて、また皆様にご審議いただいて、審議会意見として取りまとめたいと思います。</p> <p>審議事項はここまでになりますので、次回審議会は12月18日になりますが、第4回審議会で先ほど申しましたように、料金の平均改定率と使用料体系の方を事務局に提示していただいて、それを基に皆様にご審議いただいて、答申書素案の検討と作成を合わせてしていきたいと考えています。</p> <p>本日の審議内容は以上でございますので、これにて議長の座を下させていただきます。委員の皆様には審議の進行にご協力いただきまして、あり</p>

	<p>がとうございました。</p>
事務局	<p>永谷会長、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様も長時間ご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>お話のありました資料については、次の審議会までに準備させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>5 その他</p>	
事務局	<p>それでは、次第の「その他」でございますが、事務局より何点かご連絡させていただきます。</p> <p>一つ目は次回の審議会の日程でございますが、次回第4回の審議会は、12月18日の午後1時30分から、本日の会場の歴史文化伝承館5階第1会議室で開催を予定しております。</p> <p>開催通知は、後日、ご郵送させていただきます。</p> <p>次回の審議会につきましては、12月の開催ということで、約2か月空くわけですが、先ほどご説明しました「住民説明会」、また「パブリックコメント」を実施しまして、説明会に出された意見、パブリックコメントの意見を取りまとめをしまして、次回の審議会の中で参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に次回の審議会でございますが、先ほど指摘をいただきました資料をこちらで作成いたしまして、答申書の素案のとりまとめをお願いしたいと思います。</p> <p>素案のとりまとめが終わったら、それを実際皆さんににお送りしていきたいと思っております。</p> <p>次に、審議をいただいておりますが、議事録というのを事務局で作らせていただいております。委員さんの方から出された意見、また事務局からのそれに対する回答等をまとめたものでございますが、この議事録を情報公開、今できるだけそういうものを公開する方向でございますが、情報公開していくかどうかということについて、次の第4回の審議会の中で議論をいただきたいと思います。公開の方法、そういう部分につきましてホームページとかどういった形で公開するのか、ご審議をいただければと思います。</p> <p>議事録は事務局で第1回から第2回という形でまとめさせていただきます。今回第3回の議事録も作成させていただきますが、最終的には発言者とか個人名については公表しないような形になると思いますが、また字文句を一度ご確認をいただくようなことをいたしますので、ご確認いただいてご審議の方をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>

	<p>最後になりますが、住民説明会につきましては、10月28日、29日、一日空いた31日に行います。28日につきましては、原谷公民館で、時間は午後6時30分から8時まで、1時間半を予定しています。29日は影森公民館で時間につきましては同じです。31日は最後になりますが、歴史文化伝承2階のホールを予定しております。時間につきましても同様でございます。</p> <p>また、「パブリックコメント」につきましては、公表及び意見募集期間が10月21日から1か月間、11月21日ということで、手続きを進めさせていただきます。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございますが、ご質問等がございますでしょうか。</p>
6 閉 会	
事務局	<p>それでは次第の6、閉会に移らせていただきます。閉会にあたりまして、木村副会長さんより、ご挨拶をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。</p>
木村副会長	<p>本日は、長時間にわたりまして貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>永谷会長の議長のもとに、スムーズに審議が進行できましたことを、本当にありがとうございました。</p> <p>また、本日の貴重なご意見をいただきまして、また次回12月の審議会におきましては、最後の審議会となりますので、またよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第3回秩父市下水道事業審議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>